岩国市議会議員政治倫理条例施行規程

令和７年９月２６日

岩国市議会訓令第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、岩国市議会議員政治倫理条例（令和７年条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（調査請求の手続）

第３条　条例第４条第１項の規定により調査請求をしようとする者は、市民にあっては調査請求書（様式第１号）及び調査請求署名簿（様式第２号）を、議員にあっては調査請求書（様式第３号）を議長に提出するものとする。

（調査請求署名簿の確認）

第４条　議長は、前条の規定による調査請求署名簿の提出があったときは、直ちに岩国市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めるものとする。

（議長職務の代行）

第５条　条例第４条第２項及び第３項の規定による職務は、議長が対象議員の場合は副議長が、議長及び副議長が対象議員の場合は対象議員でない年長の議員が務めるものとする。

（調査請求の却下）

第６条　議長は、条例第４条第３項の規定により調査請求を却下したときは、調査請求却下通知書（様式第４号）により当該調査請求をした請求代表者に通知するものとする。

（公表の方法）

第７条　条例第６条第２項の規定による公表の方法は、岩国市議会広報紙及び岩国市議会ホームページへの掲載によるものとする。

（議決結果の通知）

第８条　条例第７条第３項の規定による請求代表者に対する議決結果の通知は、議決結果通知書（様式第５号）により行うものとする。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年１月１日から施行する。